平成２２年（フ）第２１８０号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町33番地５　吉祥院ガーデンハイツＡ棟513号
債務者　中井　初枝
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
愛知県一宮市北浦町53番地　大野アパート
債務者　川島修整こと　川島　　學
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２３１号
北海道小樽市銭函１丁目９番４号
債務者　瀬戸　康久
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１７３５号
宮城県石巻市あけぼの２－４－３シュモアあけぼの205、住民票上の住所仙台市泉区将監６丁目３番８―36号
債務者　渡邉　貴行
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１４号
宮城県名取市増田２－７－１　山武荘１号、住民票上の住所宮城県名取市箱塚２丁目７番16―32号
債務者　千葉　孝治
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
山梨県甲府市下飯田１丁目10番14号ムラマツ－８、申立時の住所山梨県甲府市金竹町４番15号パルムウエスト305
債務者　日吉　繁仁
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８２４号
愛知県刈谷市板倉町１丁目９番地１　ユーハウス東刈谷505号
債務者　原　　和美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８２５号
愛知県みよし市ひばりケ丘１丁目１番地　名古屋刑務所内、住民票上の住所岐阜県瑞穂市生津外宮前町２丁目32番地２　プレジオ21　102号
債務者　大平　昭広（旧姓片野・清水・河野）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６０号
愛知県安城市大東町22番21号　杉浦アパートD、従前の住所愛知県安城市福釜町蔵前19番地３　桜井貸家
債務者　森　　俊彦
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７９９号
広島市佐伯区屋代１丁目21番19号
債務者　曽原　　薫
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１号
山口県長門市東深川1189番地９　中川アパート５号室
債務者　上野　　進
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第５２７号
兵庫県伊丹市瑞穂町２丁目69番地１　ブルーフォーゲル伊丹２－９号
債務者　丸山　正雄
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０６４号
兵庫県西宮市平松町５番26―102号
債務者　佐藤　安弘
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１０９号
兵庫県尼崎市西大物11番34号
債務者　佐和田勝一
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１５号
兵庫県西宮市上ケ原八番町13番22号、前住所兵庫県西宮市上ケ原八番町２番５―508号
債務者　福島　利道
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２２号
兵庫県西宮市樋之池町26番６号
債務者　西田　艶子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２８号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目３番18号　オアーゼビル303号
債務者　三浦　康雄
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係